

菊川町まちづくり株式会社定款

平成18年5月29日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、菊川町まちづくり株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農産物、畜産物、水産物、椎茸等林産品の加工及び販売
2. レストラン、食堂、喫茶店の経営
3. 観光用土産物の販売
4. 観光案内及び宣伝広告業務
5. 米、たばこ、酒類及び食料品等の販売並びにこれらの自動販売機による販売
6. 菊川町総合交流ターミナルの管理受託業務及び貸店舗、不動産の賃貸業務
7. 公共施設管理運営業務の受託
8. 宿泊施設の管理運営業務
9. 農作業の代行、請負、受委託
10. 葉書、郵便切手の販売及び印紙等の売りさばき
11. 各種イベントのチケット販売
12. 河川の入漁料の取扱い業務代行
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県下関市に置く。



(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1400株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、1株券、10株券の2種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。



(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第13条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第15条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第16条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した



者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第17条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第19条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第20条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が



あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第25条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。



(取締役及び監査役の選任並びに解任の方法)

第26条 当社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役及び監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第29条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第34条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の権限の範囲)

第35条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

第5章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

平成18年5月29日 変更

平成18年5月29日 改製

これは当社の定款の写しに相違ありません。

平成18年6月28日

山口県下関市菊川町大字上岡枝766番地の1

菊川町まちづくり株式会社

代表取締役 林 哲也



菊川町まちづくり株式会社 役員名簿

平成26年8月1日現在

役職名	氏名	備考 (所属団体役職名)	勤務形態
1 代表取締役	杉井幸太郎	下関市商工会会長	非常勤
2 専務取締役	山田恭之	下関市役所菊川総合支所長	非常勤
3 取締役	植村正文	下関農業協同組合代表理事専務理事	非常勤
4 取締役	山野進	下関農業協同組合代表理事	非常勤
5 監査役	服部太一郎	下関市商工会会長菊川町支所理事	非常勤
6 監査役	稲田浩宣	下関市役所菊川総合支所地域政策課長	非常勤
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

菊川町まちづくり株式会社事業報告書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1 会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過及びその結果

道の駅は制度発足20年が経過し、登録数が全国で1,000駅を超え、従来からの休憩機能、情報発信機能、地域連携機能に加え、今日では防災面をはじめ経済や福祉、観光や文化など多面的な機能も期待されるようになりました。

そのような中、「道の駅きくがわ」は山口県下7番目の道の駅として平成9年4月にオープン以来17年を経過しました。

当駅は、小月ICから近く山陽・山陰を結ぶ交通の要所として、当初より旧4町及び長門方面への観光・道路の問合せが多く、九州からの玄関口としても、その役割を認識し果たしてまいりました。

また、可能な範囲でのイベント実施や積極的な情報発信、更に充実した管理運営のため職員資質向上の取組みも行ってまいりました。

平成25年度に取り組んだ主な内容は次のとおりです。

- ①ホームページリニューアルによる情報発信強化の取組み
- ②イベント企画の定着化とそのPR
- ③定期的な運営会議等によるテナント間の連携強化

そうした中、平成25年度の客数・売上数値は次のとおりでした。

全体売上高は196,058千円(昨年対比93.6%)、利用客194千人(昨年対比93.8%)、客単価1,008円(昨年対比99.7%)となり、初めて売上は2億円を、利用客は20万人を下回りました。

テナント別売上高は、特産品コーナー131,656千円(前年度比94.0%)、レストラン59,930千円(前年度比94.1%)、パンコーナー4,472千円(前年度比78.7%)でした。

これは、下関市内3駅間の競争激化に加え、当駅は施設の手狭さ等による長時間滞在の困難さ、経営形態によるイベントの脆弱さ、更に地域や道の駅に観光地がなく特色に乏しいことが多分に影響しているように感じます。

施設面では、2階研修室の改修やトイレの洋式化、外灯の設置、駐車場の拡大など、お客ニーズを踏まえ早期改修を要望していますが、未だその具体的展望が見えません。

反面、10月末にAED設置救急ステーション事業所として認定され、11月末には市より電気自動車急速充電設備を整備いただき利用者から大変喜ばれています。

今後、施設面での計画的整備と商品や食事の更なる充実の努力が相まってこそ、よりお客に喜んでお立ち寄りいただく道の駅として前進できるものと考えますし、私たちはその努力を重ねていかなければならないと認識しています。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第15期	第16期	第17期	第18期
	平成22年4月 ～ 平成23年3月	平成23年4月 ～ 平成24年3月	平成24年4月 ～ 平成25年3月	平成25年4月 ～ 平成26年3月
営業利益	1,086	△647	252	843
経常利益	1,103	△639	261	851
当期純利益	530	△813	87	655
総資産	28,138	27,440	27,822	28,508

(3) 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

区分	職員	パート	計
男性	1		1人
女性		2	2人
合計	1	2	3人

2 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 350株
(2) 株主数 3名
(3) 株主

株主名	持株数	持株比率
下関市	200	57.14%
下関農業協同組合	100	28.57%
下関市商工会	50	14.29%

3 取締役及び監査役の状況 (平成26年3月31日現在)

役職名	氏名	所属 (法人等の代表状況等)
代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会長
専務取締役	石田 光 芳	下関市(菊川総合支所)総合支所長
取締役	植村 正文	下関農業協同組合 代表理事専務理事
取締役	山野 進	下関農業協同組合 理事
監査役	服部 太一朗	下関市商工会 理事
監査役	倉田 昌典	下関市(菊川総合支所)地域政策課長

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	24,481,719	I 流動負債	1,501,036
現金	48,392	未払金	264,185
普通預金	3,026,172	未払法人税	377,900
定期預金	20,000,000	未払消費税	391,000
売掛金	1,410,137	前受金	199,680
立替金	5,418	預り金	82,371
		賞与引当金	185,900
貸倒引当金	▲ 8,400		
II 固定資産	4,026,697	負債合計	1,501,036
有形固定資産	4,021,697	資 本 の 部	
建物	3,569,712	I 資本金	17,500,000
器具備品	451,985	II 法定準備金	0
無形固定資産	0	III 剰余金	9,507,380
ソフトウェア	0	前期繰越利益	8,852,700
投資等	5,000	当期利益	654,680
出資金	5,000		
III 繰延資産	0	資本合計	27,007,380
資産合計	28,508,416	負債・資本合計	28,508,416

損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

科 目		決 算 額	
営 業 損 益 の 部	受 取 受 託 収 入	16,423,165	
	租 税 公 課	429,473	消費税・印紙代・利子税
	水 道 光 熱 費	1,767,607	
	荷 造 運 賃	640	
	旅 費 交 通 費	428,772	通勤手当・旅費
	通 信 費	90,611	
	広 告 宣 伝 費	440,117	
	寄 付 金	0	
	接 待 交 際 費	5,990	
	損 害 保 険 料	7,670	施設賠償保険料
	修 繕 費	191,205	
	消 耗 品 費	567,074	
	減 価 償 却 費	786,522	
	法 定 福 利 費	989,112	社会保険料・労働保険料
	福 利 厚 生 費	183,509	退職金共済掛金等
	給 料 賃 金	7,536,781	
	賞 与 引 当 金 繰 入	185,900	
	地 代 家 賃	0	
	支 払 手 数 料	825,337	
	諸 会 費	96,000	
	会 議 費	73,504	総会・役員会経費
	負 担 金	50,000	特産品出荷協議会助成金
	リ ー 又 料	468,588	
貸 倒 引 当 金 繰 入	8,400		
雑 費	447,539		
計	15,580,351		
営 業 利 益	842,814		
営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息	5,994	
	雑 収 入	2,572	
	計	8,566	
営 業 外 費 用			
	計	0	
経 常 利 益	851,380		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	貸 倒 引 当 金 繰 戻 益	8,500	
	賞 与 引 当 金 繰 戻 益	172,700	
	計	181,200	
	特 別 損 失		
	計	0	
税 引 前 当 期 利 益	1,032,580		
法 人 税 等 充 当 額	377,900		
当 期 利 益	654,680		
前 期 繰 越 利 益	8,852,700		
当 期 末 処 分 利 益	9,507,380		

財 産 目 録

(平成26年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金手持残高	48,392		
普通預金			
普通預金1	3,010,265		
普通預金2	15,907		
定期預金			
定期預金1	20,000,000		
売掛金	1,410,137		
仮払金	0		
立替金	5,418		
貸倒引当金	△ 8,400		
流動資産合計		24,481,719	
2.固定資産			
基本財産			
投資等			
出資金	5,000		
基本財産計	5,000		
その他固定資産			
有形固定資産			
建物	3,569,712		
工具・器具・備品	451,985		
無形固定資産			
ソフトウェア	0		
その他固定資産税計	4,021,697		
固定資産計		4,026,697	
資産合計			28,508,416
II 負債の部			
1.流動負債			
前受金	199,680		
未払金	264,185		
預り金	82,371		
未払い消費税	391,000		
未払い法人税	377,900		
賞与引当金	185,900		
流動負債合計		1,501,036	
負債合計			1,501,036
正味財産			27,007,380

■ 利用料・受取委託収入内訳

相手先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設利用料	922,840	1,011,856	896,852	994,535	1,141,491	970,267	886,499	858,777	882,031	838,963	754,044	921,814	11,079,969
(レストラン)	436,965	462,182	405,448	435,529	486,278	440,153	406,381	399,670	386,581	421,703	367,286	437,017	5,085,193
(特産品販売)	368,865	428,268	379,388	448,060	522,272	406,336	374,238	354,238	372,542	319,262	288,213	368,058	4,629,740
(パンコーナー)	67,010	66,406	62,016	60,946	62,941	63,778	60,880	59,869	57,908	57,998	58,545	61,739	740,036
(敷地広場)	50,000	55,000	50,000	50,000	70,000	60,000	45,000	45,000	65,000	40,000	40,000	55,000	625,000
バーコード売上(日計表)	4,117	7,062	4,045	8,637	6,914	7,142	5,342	6,710	10,441	4,686	2,783	16,470	84,349
管理業務委託料 人材育成業務委託料		1,419,600					1,867,100					447,500	3,734,200
チケット販売手数料他	3,867	1,880	4,893	1,180	9,800	5,268	6,042	5,615	1,775	3,270	35,680	7,333	86,603
自動販売機手数料	93,311	93,022	72,028	80,653	107,505	84,816	84,136	78,088	70,894	68,600	66,465	75,760	975,278
公衆電話利用料	590	830	390	760	1,230	560	540	370		1,340	440	1,160	8,210
イベント売上等			23,000		35,940		13,500	15,000					87,440
コピー代・Fax代	250	1,210	1,170	1,150	1,220	1,610	1,540	3,630	1,460	1,330	1,350	8,490	24,410
電気・水道料使用料収入	17,465	23,774	21,173	21,473	16,067	25,157	22,295	22,709	18,907	17,454	17,469	18,923	242,866
ショーケース使用料収入	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	99,840
計	1,050,760	2,567,554	1,031,871	1,116,708	1,328,487	1,103,140	2,895,314	999,219	993,828	943,963	886,551	1,505,770	16,423,165

監査意見書

平成26年5月13日 代表取締役から提出のありました平成25年度(第18期)決算報告書及びその他関係書類について詳細に監査いたしました。

その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監査役は、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書につき検討を加えました。

2 監査の結果

(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。

(2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 役員の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成26年5月13日

菊川町まちづくり株式会社

監査役 服部 太 一 朗



監査役 倉 田 昌 典



平成26年度 事業計画書

「道の駅きくがわ」は、平成9年のオープン以来18年目になります。

すでに下関市内に道の駅が3駅となり、「道の駅きくがわ」を取り巻く環境も大きく変化してきています。

販売・休憩施設である菊川総合交流ターミナルは、施設の老朽化が進んでいる上、狭隘でゆったりした寛ぎスペースが不足するなど、施設面でお客のニーズに対して対応が難しいなどの今日的課題があります。しかし、立ち寄られるお客は多く、小月ICから近く交通量が比較的多い沿線上にある利便性は今後も生かさねばなりません。

近年、道の駅のあり方が問われていますが、当道の駅は本来の目的に沿った取り組みを進めることは勿論、平成26年度も関係職員一体となって可能な範囲でお客の満足度向上目指した取り組みを行います。

そこで下記のとおり実行計画を立て、魅力ある道の駅を目指してまいります。

《実行計画》

- ①施設管理の徹底と周辺環境の充実への取り組み
- ②地域住民や利用客へ積極的情報発信の取り組み
- ③地域を含めた定期的なイベント開催の取り組み
- ④下関3駅連携による流入客増加への取り組み

《主な行事計画》

- | | |
|-------|---------------------------|
| 4月～5月 | 観光いちご狩り受付業務 |
| 4月 | 桜まつり協賛企画、17周年感謝祭 |
| 5月 | 母の日企画、道の駅フェア、定時株主総会 |
| 6月 | 特産品出荷協議会総会、「菊川そうめんの日」イベント |
| 7月 | そうめん流し、夏休み子ども企画 |
| 9月 | 特産品ゲット企画 |
| 10月 | 地元新米PR |
| 11月 | 特産品出荷協議会研修視察 |
| 12月 | 餅つき体験 |
| 1月 | 新春企画 |
| 2月 | 節分祭、道の駅全員研修 |
| 3月 | ひなまつり企画 |

*随時、商品を買って抽選会企画、フリーマーケットを開催

損 益 見 込 書

〔平成26年4月1日～平成27年3月31日〕

(単位：千円)

科	目	予 算 額			
営 業 損 益 の 部	利用料・受取受託収入等		15,108		
	販売費及び一般管理費	租 税 公 課	615	消費税・印紙代・利子税	
		荷 造 運 賃	1		
		水 道 光 熱 費	1,450		
		旅 費 交 通 費	250	通勤手当・旅費	
		通 信 費	150		
		広 告 宣 伝 費	400		
		寄 付 金	5		
		接 待 交 際 費	20	慶弔費外	
		修 繕 費	400		
		消 耗 品 費	550		
		減 価 償 却 費	500		
		法 定 福 利 費	960	社会保険料・労働保険料	
		福 利 厚 生 費	175	退職金共済掛金等	
		給 料 賃 金	7,541		
		賞与引当金繰入	186		
		地 代 家 賃	0		
		支 払 手 数 料	780		
		諸 会 費	110		
		会 議 費	80	総会・役員会経費	
		負 担 金	50	特産品出荷協議会助成金	
	リ - ス 料	200			
	貸倒引当金繰入	9			
雑 費	522				
	計	14,954			
	営 業 利 益		154		
営 業 外 損 益 の 部	営業外収益	受 取 利 息	7	預金利息等	
		雑 収 入	1		
		計	8		
	営業外費用				
計		0			
経 常 利 益		162			
特 別 損 益 の 部	特別利益	引 当 金 繰 戻 益	195	賞与及び貸倒	
		計	195		
	特別損失				
		計	0		
税 引 前 当 期 利 益		357			
法 人 税 等 充 当 額		183			
当 期 利 益		174			
前 期 繰 越 利 益		9,507			
当 期 末 処 分 利 益		9,681			